

電子証明書 利用のご案内

1 電子証明書の利用

- ① 署名用電子証明書は、インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します。
(例 e-Taxなどの税の電子申請など)。パスワードは、英数字6～16文字です。
- ② 利用者用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニエンスストアなどに設置されている端末などにログインする際に利用します。(例 『マイナポータル』へのログイン、コンビニエンスストアなどに設置されたマルチコピー機で公的な証明書を交付する『コンビニ交付サービス』など)。パスワードは、数字4文字です。
- ③ ①、②をご自宅のパソコンから利用する際には、次の準備が必要です。
(ア) パソコンに『利用者用クライアントソフト』(※1)と(イ)のドライバをインストール
(イ) 動作確認済みとされている『ICカードリーダーライター』(※2)を接続
※1 公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)から無料でダウンロードできます。
※2 同サイトのメニューに動作確認済みのICカードリーダーライターが掲載されています。

2 パスワードの変更など

- ① 電子証明書は、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、あらかじめ設定したパスワードを入力することで利用できます。パスワードは、上記※1のソフトを利用して定期的に変更することをお勧めします。
- ② パスワードを連続して(署名用電子証明書場合5回、利用者証明用電子証明書場合3回)間違えると電子証明書がロックされて利用できなくなりますので、注意してください。
ロックを解除する場合は、住民票のある市区町村の窓口で申請してください。

3 署名用電子証明書の引越しなどに伴う失効

引越しや婚姻などにより住所、氏名などに変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じるため自動的に失効します。転入(転居)届や婚姻届などの提出にあわせて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

なお、利用者証明用電子証明書は、氏名、住所などを記載事項としないため、引越しや婚姻などによっても失効しません。

4 電子証明書の有効期間と更新

- ① 電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。
- ② 電子証明書は、有効期間の満了3か月前から更新を行うことができます。更新を希望される場合は、住民票のある市区町村の窓口で申請してください。

5 電子証明書の自発的な利用取り止め、または一時保留後の失効

電子証明書の利用取り止めを希望される場合や、一時保留後の失効を希望される場合は、住民票のある市町村の窓口で申請してください。

6 その他

以上のほか、電子証明書に関する情報は、公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)に掲載しています。

情報は、随時更新されていますので、一度ご覧ください。
よろしくおねがいします。

